

概要版

さいたま市 障害者総合支援計画

2015～2017（平成 27～29 年度）

誰もが権利の主体として
安心して地域で生活できる
社会の実現をめざして

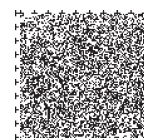
平成 27 年 3 月



『ノーマくん』
ノーマライゼーション条例 PR キャラクター



さいたま市



計画の前提

本市では、平成23（2011）年4月に「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（ノーマライゼーション条例）」を施行し、障害者の権利擁護と地域生活、社会参加の支援を行っています。平成24（2012）年3月にはノーマライゼーション条例の理念を基に、「さいたま市障害者総合支援計画」を策定し、「誰もが権利の主体として安心して地域で生活できる社会の実現をめざして」を基本方針として障害者施策に取り組んできました。

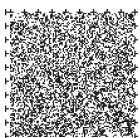
計画を推進していく中で、かねてより指摘されている社会資源の不足や地域生活への移行を進めていくための仕組みづくりのほか、障害者の権利擁護の一層の推進や東日本大震災を踏まえた危機対策など、新たな課題も指摘されています。また、この間、国では障害者基本法の改正や障害者差別解消法の成立など必要な国内法の整備を進め、平成26（2014）年1月に障害者の権利に関する条約を批准するなど、我が国の障害者施策は新たな局面を迎えています。

こうした動きやこれまでの課題などを点検しながら、国の障害者基本計画や障害者の権利に関する条約等の方向性や流れを踏まえ、多様化する障害者ニーズに対応し、障害者の権利を守り、自立と社会参加を推進するため、平成27（2015）年度からの新たな計画を策定することとします。

計画の背景

本計画は、次の法律、条例により策定が位置づけられている法定計画です。

①市町村障害者計画 （障害者基本法第11条）	障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、本市の障害者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な方策を示すものです。
②市町村障害福祉計画 （障害者総合支援法第88条）	障害福祉サービスの提供体制の確保やその他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として規定されており、今後必要とされる福祉サービス量を計画的に整備するためのものです。
③さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（条例第6条）	条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。



計画の期間

本計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（ノーマライゼーション条例）」に基づく施策を推進する計画として、一体的に策定するものであり、各計画の整合性を図りつつ、第4期障害福祉計画の計画期間に準じ、計画期間を平成27（2015）年度から平成29（2017）年度までの3年間とします。

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
障害者計画	前々期総合支援計画			前期総合支援計画			総合支援計画		
障害福祉計画									
ノーマライゼーション条例			条例施行						

計画の視点

この計画は、事業の継続性、一貫性の観点から原則としてこれまでの障害者計画、障害福祉計画、障害者総合支援計画の考え方を踏襲するものとします。

このため、計画策定の視点についても、これまでの「障害者は、街で共に暮らす市民のひとりです」、「障害者の権利を守ります」、「障害者が地域で暮らし、働き、学んでいくために必要な支援を行います」の3つの視点を踏襲し、引き続き計画策定の基本姿勢とします。

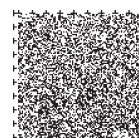
- 視点1** 障害者は、街で共に暮らす市民のひとりです
- 視点2** 障害者の権利を守ります
- 視点3** 障害者が地域で暮らし、働き、学んでいくために必要な支援を行います

基本方針

基本方針

**誰もが権利の主体として、
安心して地域で生活できる社会の実現をめざして**

誰もが権利の主体として互いを尊重し、障害のあるなしに関係なく、自らの主体性をもって安心して生活をおくることができる地域社会をつくることをめざします。



基本方針

誰もが権利の主体として、
安心して地域で生活できる社会の実現をめざして

基本目標・基本施策

基本目標 1 障害者の権利の擁護の推進

- ①障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進
- ②障害者への差別及び虐待の禁止
- ③成年後見制度の利用の支援

基本目標 2 質の高い地域生活の実現

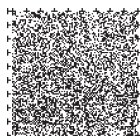
- ①ライフステージを通じた切れ目のない支援
- ②障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援
- ③障害者の居住場所の確保
- ④相談支援体制の充実
- ⑤人材の育成

基本目標 3 自立と社会参加の仕組みづくり

- ①意思疎通等が困難な障害者に対する施策
- ②障害者の就労支援
- ③バリアフリー空間の整備
- ④外出や移動の支援
- ⑤文化・スポーツ活動の促進

基本目標 4 障害者の危機対策（新）

- ①防災対策の推進
- ②緊急時等の対策



基本目標1 障害者の権利の擁護の推進

★印は、重点的に取り組む事業です。

◆ 基本施策（1）障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進

★1	障害者の権利の擁護等に関する条例の周知啓発
★2	「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施
3	「障害者週間」市民のつどいの実施
4	人権に関する学習の推進
5	交流及び共同学習の発展
6	心の健康に関する講演会の実施
7	市職員の障害者への理解促進

◆ 基本施策（2）障害者への差別及び虐待の禁止

★1	障害者差別への適切な対応、支援の実施
★2	障害者虐待への適切な対応、支援の実施
★3	差別及び虐待の防止・権利擁護のための研修の実施

◆ 基本施策（3）成年後見制度の利用の支援

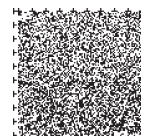
1	成年後見制度の利用の促進
2	成年後見制度利用支援事業の実施

基本目標2 質の高い地域生活の実現

★印は、重点的に取り組む事業です。

◆ 基本施策（1）ライフステージを通じた切れ目のない支援

1	乳幼児発達健康診査の充実
2	私立幼稚園等における特別支援事業の実施
3	保育所での育成支援の充実
4	総合療育センター事業
★5	多様な学びの場の充実
6	相談支援体制の充実
7	専門医による健康相談及び健康指導の実施
8	院内学習室での児童生徒支援
9	心身障害児特別療育費の補助



◆ **基本施策（２） 障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援**

1	障害者（児）への福祉サービスの充実
★2	障害福祉サービス事業所等の整備
3	指導監査の実施
4	心身障害者医療費の給付
5	ふれあい収集実施事業の実施
6	聴覚障害者のための社会教養講座の実施
★7	精神障害者の地域移行支援の実施
8	精神科救急医療体制整備事業の実施
9	ひきこもり対策推進事業の実施
10	家族教室の開催
★11	高次脳機能障害者支援充実と普及啓発
★12	発達障害者（児）に対する支援の充実
13	発達障害児支援の普及、啓発

◆ **基本施策（３） 障害者の居住場所の確保**

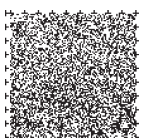
★1	グループホーム設置促進
2	障害者生活支援センターを中心とした居住支援の実施
3	市営住宅における障害者などへの入居優遇
4	居宅改善整備費の補助

◆ **基本施策（４） 相談支援体制の充実**

1	地域自立支援協議会等を中心とした相談支援の充実
2	精神保健福祉地域ネットワーク連絡会の開催
★3	障害者生活支援センターの充実
4	高齢・障害者権利擁護センターの運営
5	精神保健福祉に関する相談の実施
6	障害者相談員の設置
7	聴覚障害者相談員の設置

◆ **基本施策（５） 人材の育成**

★1	手話講習会の開催
★2	要約筆記者養成講習会の開催
3	市職員に対する手話等の研修
4	高次脳機能障害に関する職員研修の実施
5	関係機関向け研修の実施
6	教職員への研修
7	教職員の専門性の向上



◆ 基本施策（1）意思疎通等が困難な障害者に対する施策

1	障害者等に配慮した情報提供
2	聴覚障害者への情報提供の充実
3	視覚障害者への情報提供の充実
4	選挙時の情報提供
5	障害者用資料の収集と作製の充実

◆ 基本施策（2）障害者の就労支援

★1	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実
2	障害者ワークフェア等共同開催事業
★3	障害者優先調達の推進
★4	授産事業の活性化
5	さいたまステップアップオフィスにおける障害者雇用と就労支援

◆ 基本施策（3）バリアフリー空間の整備

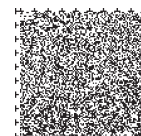
1	ユニバーサルデザインの推進に関する職員への意識啓発
2	福祉のまちづくりの推進
3	道路管理者によるバリアフリー化の推進
4	ノンステップバスの導入の促進
5	公園リフレッシュ事業の実施
6	さいたま新都心地区まちづくり推進事業

◆ 基本施策（4）外出や移動の支援

★1	福祉タクシー利用サービス、自動車燃料費助成事業の実施
2	自動車運転免許取得費の補助、自動車改造費の補助
3	リフト付き自動車の貸出し

◆ 基本施策（5）文化・スポーツ活動の促進

1	全国障害者スポーツ大会への参加
★2	ふれあいスポーツ大会の実施
3	スポーツ教室の充実
4	障害者・難病患者制作作品展の実施
5	図書館資料へのアクセスの確保
6	市立施設の使用料減免



◆ **基本施策（１）防災対策の推進**

1	防災知識等の普及・啓発
★2	災害時要援護者の避難支援対策の推進
★3	避難行動要支援者名簿の整備・活用
4	緊急時における確実な情報の発信・受信
★5	防災訓練への障害者の参加

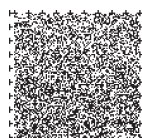
◆ **基本施策（２）緊急時等の対策**

1	緊急通報システムの設置
2	メール・ファクスによる119番通報受信
3	緊急時安心キット配布事業
4	消費者行政の推進

第4期 障害福祉計画

数値目標（平成29年度末までの目標）

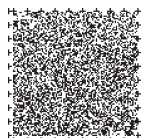
福祉施設の入所者の 地域生活への移行	地域生活移行者数	87人
	施設入所者数	677人
入院中の精神障害者の 地域生活への移行	入院後3カ月時点の退院率	64%
	入院後1年時点の退院率	93.3%
	在院期間1年以上の長期在院者数	546人
地域生活支援拠点等の整備	地域生活支援拠点等	—
福祉施設から 一般就労への移行等	就労移行支援事業所等を通じた一般就労移行者数	121人
	就労移行支援事業利用者数	500人
	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所数の割合	5割



サービス見込量

区 分	平成29年度		
居 宅 介 護	利用見込量	37,130時間分	
	実利用者数	1,610人	
重度訪問介護	利用見込量	26,960時間分	
	実利用者数	70人	
行 動 援 護	利用見込量	3,580時間分	
	実利用者数	180人	
重度障害者等包括支援	利用見込量	60時間分	
	実利用者数	1人	
同 行 援 護	利用見込量	3,980時間分	
	実利用者数	190人	
居 宅 介 護 重度訪問介護 行 動 援 護 重度障害者等包括支援 同 行 援 護	利用見込量	71,710時間分	
	実利用者数	2,051人	
生 活 介 護	利用見込量	45,510人日分	
	実利用者数	1,880人	
自立訓練(機能訓練)	利用見込量	460人日分	
	実利用者数	110人	
自立訓練(生活訓練)	利用見込量	1,480人日分	
	実利用者数	90人	
就 労 移 行 支 援	利用見込量	7,600人日分	
	実利用者数	500人	
就労継続支援(A型)	利用見込量	16,850人日分	
	実利用者数	870人	
就労継続支援(B型)	利用見込量	25,780人日分	
	実利用者数	1,240人	
療 養 介 護	利用見込量	120人分	
短 期 入 所	利用見込量	3,550人日分	
	実利用者数	430人	
	福祉型	利用見込量 実利用者数	3,260人日分 395人
	医療型	利用見込量 実利用者数	290人日分 35人
共同生活援助 共同生活介護	利用見込量	610人分	
施設入所支援	利用見込量	677人分	
計画相談支援	利用見込量	6,740人	
地域移行支援	利用見込量	10人	
地域定着支援	利用見込量	10人	

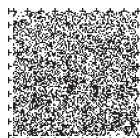
区 分	平成29年度	
児 童 発 達 支 援	利用量	6,960人日分
	実利用者数	6,960人
放課後等デイサービス	利用量	750人日分
	実利用者数	26,860人
保育所等訪問支援	利用量	2,000人日分
	実利用者数	80人
児 童 発 達 支 援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	利用量	33,900人日分
	実利用者数	2,830人
医療型児童発達支援	利用量	450日
	実利用者数	90人
障害児相談支援	利用見込量	4,310人



地域生活支援事業等の見込量

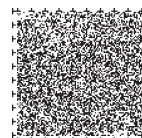
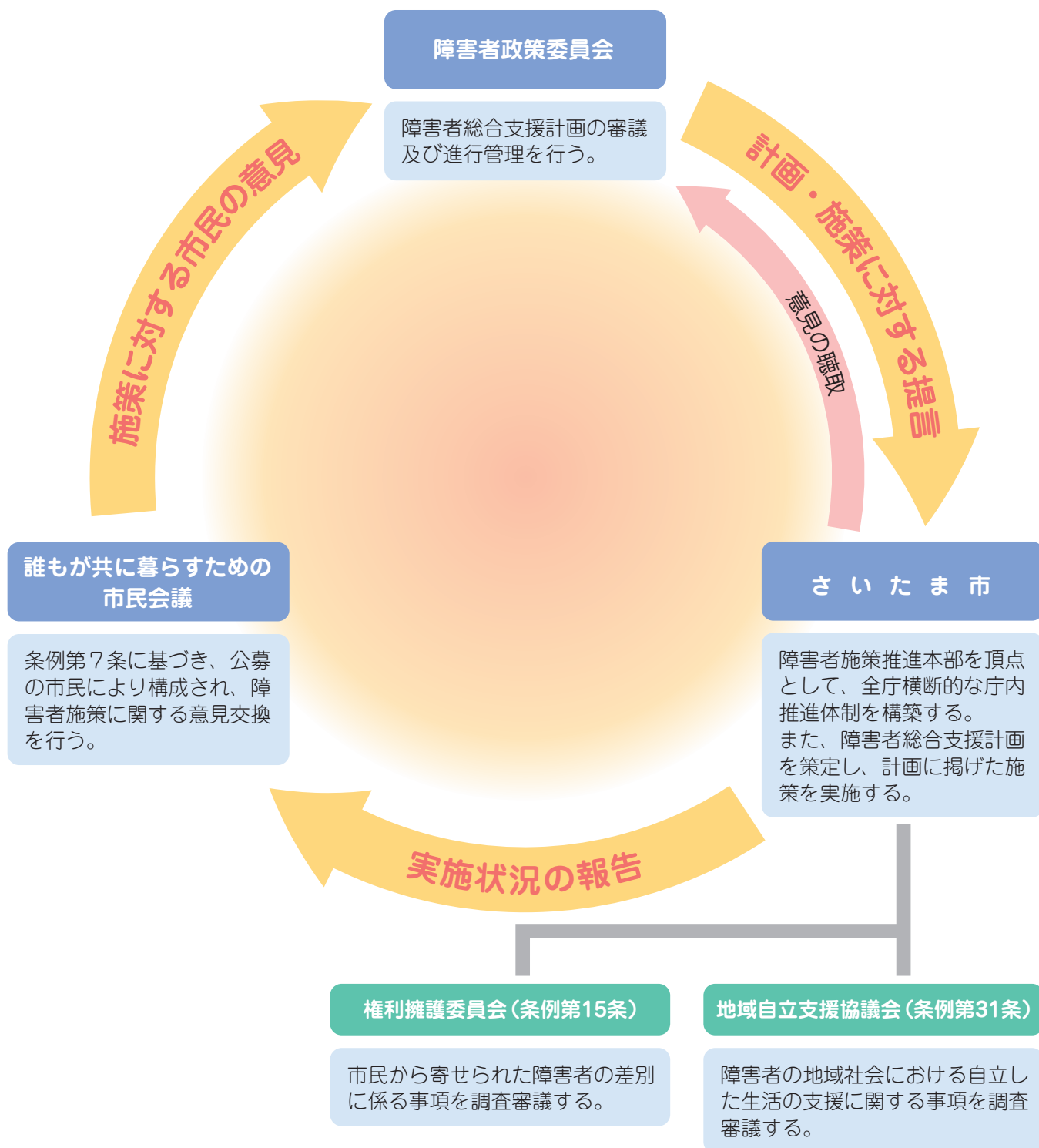
事業名	平成29年度
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施
(2) 自発的活動支援事業	実施
(3) 相談支援事業	
① 障害者相談支援事業	15箇所
基幹相談支援センター	設置
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	2箇所
③ 住宅入居等支援事業	15箇所
(4) 成年後見制度利用支援事業	実利用見込者数 63人
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施
(6) 意思疎通支援事業(月間)	
① 手話通訳者派遣事業	実利用見込件数 0件
② 要約筆記奉仕員(要約筆記者)派遣事業	実利用見込件数 0件
③ 手話通訳者設置事業	実設置見込者数 20人
(7) 日常生活用具給付等事業	給付等見込件数
① 介護・訓練支援用具	(年間) 98件
② 自立生活支援用具	(年間) 190件
③ 在宅療養等支援用具	(年間) 88件
④ 情報・意思疎通支援用具	(年間) 114件
⑤ 排泄管理支援用具	(月間) 1,823件
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)(年間)	(年間) 17件
(8) 手話奉仕員養成研修事業	実講習終了見込者数 0人
(9) 移動支援事業(月間)	223箇所
① 利用見込者数	1,653人
② 延べ利用見込時間数	35,272時間

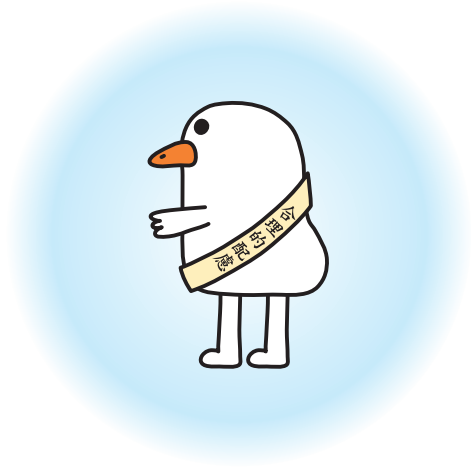
事業名	平成29年度
(10) 地域活動支援センター事業(年間)	自市26箇所・見込315人 他市町村分3箇所4人
(11) 発達障害者支援センター運営事業	実施見込箇所数 1箇所
(12) 障害児等療育支援事業	2箇所
(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	
① 手話通訳者研修事業(年間)	実講習終了見込者数 10人
要約筆記者養成研修事業(年間)	実講習終了見込者数 8人
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業(年間)	実講習終了見込者数 1人
(14) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	
① 手話通訳者派遣事業(年間)	実利用見込件数 1,620件
要約筆記者派遣事業(年間)	実利用見込件数 144件
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業(年間)	実利用見込件数 4件
(15) その他事業	
① 盲人ホーム	1箇所
② 福祉ホーム	1箇所
③ 訪問入浴サービス事業	(月間) 70人
④ 更生訓練費・施設入居者就職支度金給付事業	(月間) 21人
⑤ 知的障害者職親委託制度	(月間) 8人
⑥ 日中一時支援事業	(月間) 300人
⑦ 生活訓練等	(年間) 800人



障害者施策の推進体制

障害者総合支援計画の審議及び進行管理などを行う「さいたま市障害者政策委員会」、障害者施策について市民が相互に意見交換を行う「誰もが共に暮らすための市民会議」、計画の実施主体であるさいたま市が、相互に連携して施策を進めます。





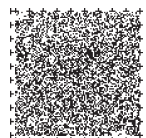
さいたま市障害者総合支援計画〈概要版〉

発行：平成27年3月

企画・編集：さいたま市 保健福祉局 福祉部 障害福祉課
〒300-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号

電話：048-829-1111(代表)

URL：<http://www.city.saitama.jp/>



古紙パルプ配合率60%再生紙を使用

